



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 41, 2023 年 11 月～12 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2023年11月～12月）

内容

A: IAIS、自然災害にかかるプロテクション・ギャップへの対応に関するレポートを公表（11月6日）3
B: FSB、保険会社の重要な機能にかかる実務ペーパーを公表（11月10日）3
C: BCBS、デジタル不正にかかるディスカッション・ペーパーを公表（11月15日）5
D: 英 PRA、ファンド型再保険にかかる規制案を公表（11月16日）6
E: 加 OSFI、モデル・リスク管理にかかるガイダンス案を公表（11月20日）7
F: IAIS、気候リスクにかかるアプリケーション・ペーパー（案）を公表（11月23日）9
G: BCBS、銀行のリスク・データの管理の状況にかかるレポートを公表（11月28日）10
H: FSB、多機能暗号資産仲介が金融安定に及ぼす影響にかかるレポートを公表（11月28日）	...12
I: 英 FCA、反グリーンウォッシング規制を最終化（11月29日）13
J: BCBS、気候関連の財務リスクの開示案を公表（11月29日）15

A: IAIS、自然災害にかかるプロテクション・ギャップへの対応に関するレポートを公表（11月6日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、「自然災害にかかるプロテクション・ギャップへの対応における保険監督者の役割」と題するレポートを公表した。同レポートは、自然災害とプロテクション・ギャップの文脈において保険監督者が果たし得る役割として、以下の5つを提示している。

保険のプロテクション・ギャップの評価	<ul style="list-style-type: none"> • 自然災害にかかる損害填補（および付保の無い損害）に関するデータを保険会社から収集（し、可能であれば、複数のソースから収集した情報を共有）する。 • リスクを評価するための自然災害モデルの理解と開発を促す。 • ストレス・テストやシナリオ分析を通じて、様々な自然災害のシナリオが資本に与える影響を予測するという保険会社の取組みをサポートする。
金融リテラシーとリスク認識の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて、業界や他の政府機関と協力して、金融教育を促進する。 • 自然災害のイベントについて、監督上の取組みを消費者に情報提供する。また、保険会社に対して、リスクと補償にかかる明確な情報を契約者に提供するように求める。
リスク抑止の動機付けとリスクの削減	<ul style="list-style-type: none"> • リスクを抑止することの効果に対する消費者の認識を高める。 • 保険会社に対して、保険料を透明かつリスクベースで設定すること（保険料の設定において適応のための施策を考慮することを含む。）を求める。
保険の利用可能性の向上をサポートする監督上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> • （パラメトリック保険やインデックス保険など）革新的な保険商品やサービスの開発をサポートし、技術的な革新を許容する。 • 保険会社に対して、強制的な保険を提供することや、標準的な財物保険において自然災害に対する補償を組み込むことを求める。 • 再保険にかかる規制を緩和し、グローバルな再保険へのアクセスを可能にする。
官民との協働	<ul style="list-style-type: none"> • 官民パートナーシップ（PPPs）等の取組みをサポートする。

インプリケーション：自然災害にかかるプロテクション・ギャップに対応する上で、例えば、データ収集や金融教育の促進（消費者に対するリスク抑止の動機付けを高める情報の提供を含む。）など、保険監督当局は重要な役割を果たし得る。他方で、保険監督当局が、保険会社の行動を制約し得る施策や保険会社の健全性を確保するための規制に影響し得る施策を検討する際には、それぞれの施策のPros/Consを十分に検討することも重要になるものと考えられる。

（参考）IAIS ‘IAIS outlines actions for insurance supervisors in addressing natural catastrophe protection gaps’

B: FSB、保険会社の重要な機能にかかる実務ペーパーを公表（11月10日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「保険会社の重要な機能」と題する実務ペーパーを公表した。同ペーパーは、フランス、中国、オーストラリアおよびオランダにおける、保険会社の重要な機能（critical functions）の特定のアプローチ、および、特定された（潜在的に）重要な機能をまとめたもの。
- 保険会社の重要な機能の特定にかかる各国の状況は以下のとおり。
 - フランス：潜在的に重要な機能のリストを作成し、それぞれについて最も重要な保険会社（グループ）を特定。

- 中国：保険会社が自ら重要な機能を特定（ボトムアップ・アプローチ）。
- オーストラリア：潜在的に重要な機能を特定するため、システム全体に対する影響と代替可能性の中間評価を実施。保険固有の重要な機能の評価は未だ実施していない。
- オランダ：破綻処理の目的が一般的な清算手続きとの比較でより良く実現し得るかどうかについて、パブリック・インタレスト・テストを実施。

■ 上記の国々において現時点で特定されている保険会社の（潜在的に）重要な機能は以下のとおり。

FSBの種類	フランス	中国	オーストラリア	オランダ
経済活動の前提としての保障	<ul style="list-style-type: none"> • 農業保険、信用保険、建設工事保険および医療保険 	-	<ul style="list-style-type: none"> • 医療保険 	<ul style="list-style-type: none"> • 医療保険
個人の日常生活の前提としての保障	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車保険 	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車保険 	-	-
個人の経済的な安定にとって重要な保険金	<ul style="list-style-type: none"> • 貯蓄、年金およびユニバーサル保険 	<ul style="list-style-type: none"> • 貯蓄、年金およびユニバーサル保険 	-	<ul style="list-style-type: none"> • 貯蓄、年金およびユニバーサル保険
実態経済への投融資	<ul style="list-style-type: none"> • 生命保険会社の（国債や社債等への）投資総額が大きい場合に重要な機能と特定され得る 	<ul style="list-style-type: none"> • いくつかの保険会社が重要な機能と特定している 	-	-
デリバティブ取引等におけるカウンターパーティとしての役割	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> • 破綻時に金融安定に与える影響を評価する際に、金融システムとの相互関連性を考慮
経済機能としてのリスクのプール（再保険）	-	-	-	-

インプリケーション：2008年、2009年の金融危機以降、金融安定理事会（FSB）が主導して、保険セクターにおけるシステミック・リスクの検討を進めてきた。本ペーパーは、4か国における保険会社の重要な機能の特定の現状を整理しているところ、その検討は未だ途上にあるものと考えられる。本論点は、経済安全保障の議論とも関連し得ることから、今後、各国におい

てさらに議論が深まることが期待される。

(参考) FSB ‘Identification of Critical Functions of Insurers: Practices paper’

C: BCBS、デジタル不正にかかるディスカッション・ペーパーを公表（11月15日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2024年2月16日を期限として、「デジタル不正と銀行：監督および金融安定へのインプリケーション」と題するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。同DPは、「デジタル不正は銀行セクターにとどまらないことから、その現状やリスクの低減策をより良く理解するためにも、銀行および銀行監督当局以外の多様なステークホルダーとの協働が重要である」との考えを示している。
- 同DPの主な内容は以下のとおり。

デジタル不正とそれへの対応	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル不正は、銀行の顧客の資産や認証情報を盗むことを目的として、電子メール、ウェブサイト、悪意のあるソフトウェア等のデジタル手段を通じて、外部の者によって行われるすべての不正な活動である、と定義できる。デジタル不正は、オペレーショナル・リスクやオペレーショナル・レジリエンス、サイバー・リスク、ソーシャル・エンジニアリングと関連するものの、それらとは異なるものである。 • デジタル不正は、①不正な（unauthorised）リテールの支払い取引、②リテールの支払いを指図するよう銀行の顧客を操ること、③他の銀行商品に関連する不正、④顧客のデータや銀行のシステムを通じた不正（銀行口座の不正な開設やクレジット・カードによる不正な支払い等）、の4つに分類できる。 • 規制当局として検討すべきポイントは、統制を適切に設計し、実施することで、デジタル不正のリスクを特定し、モニターし、管理し、低減しつつ、一方で、技術の進展がもたらす利点を活かすことができるか、という点である。
監督および金融安定へのインプリケーション	<ul style="list-style-type: none"> • ①デジタル不正の結果として生じる銀行の財務上の損失、②銀行および監督当局に対する風評リスク、の少なくとも2つが、デジタル不正の監督および金融安定へのインプリケーションとして想定される。 • デジタル不正による損失の重要性を定量化することは、データや定義のギャップ等の理由から、困難であると考えられる。上記の4つのカテゴリーのうち、①の不正なリテールの支払い取引については一定のデータは存在しているものの、他の3つについてはデータがそろっていない。
リスクの低減のための施策	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル不正に対応することを目的としたイニシアティブには様々なものがあり、それには、①社会の認識や顧客の理解の向上、②統制の措置やセキュリティ・プロトコルにかかるガイダンスやステートメントの発出、③銀行のデジタル不正のリスク管理の実務の監督、④不正な活動を検知し、それに対応し、撲滅するための他の当局との協働、⑤クロスボーダーでの協力、などが含まれる。 • デジタル不正に一定程度対応しているグローバルなイニシアティブとしては、金融活動作業部会（FATF）によるサイバー不正（cyber-enabled fraud）に関する取組みや決済・市場インフラ委員会—証券監督者国際機構（CPMI-IOSCO）の金融市場インフラのための原則などがある。

	<ul style="list-style-type: none"> デジタル不正は、BCBSの既存の文書では明示的に定義されていないものの、オペレーショナル・リスクに関する基準やバーゼル基本原則、電子バンキングにおけるリスク管理の原則などによってカバーされている。
--	--

インプリケーション：デジタル不正は保険セクターにも関係するテーマであり、規制・監督の枠組みの整理のみならず、デジタル不正を検知するツールの開発など、銀行セクターにおける今後の取組みの進展は注目に値するものと考えられる。

(参考) BCBS ‘Digital fraud and banking: supervisory and financial stability implications’

D: 英 PRA、ファンド型再保険にかかる規制案を公表（11月16日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2024年2月16日を期限として、生命保険会社による「ファンド型再保険（funded reinsurance）」の利用にかかる監督上の期待を示す文書を市中協議に付した。ファンド型再保険とは、年金ポートフォリオの資産および負債にかかるリスクの一部もしくは全部を第三者に移転する、担保付比例再保険（collateralised quota share reinsurance）を言う。
- 同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 近年、英国の生命保険市場において、バルク購入年金（bulk purchase annuity：BPA）ビジネスを引き受けるためのファンド型再保険の取決めの利用が増加している。BPAマーケットは、今後10年で6,000億ポンドの規模になると見られており、BPAへの需要の高まりがファンド型再保険の成長の最大のドライバーとなっている。 資産および保護機構によって保護される保険負債がファンド型再保険の一部として出再される場合、所要資本が減少し、カウンターパーティに対する偶発債務に置き換えられる。また、クロスボーダーでのファンド型再保険の利用が増加していることが認識されており、それらの取引には、保険リスクを制限し、クレジット・リターンを追求するビジネス・モデルを有する新規参加者や、集中化を高めているビジネス・モデルを有する既存の再保険会社が関与している。そうした再保険会社の非流動性資産に対するエクスポージャーは高い傾向にある。 PRAは、出再保険会社によるカウンターパーティ・リスクの過小評価等を通じて、リスクが急速に積みあがることを懸念している。
PRAの提案	<ul style="list-style-type: none"> ファンド型再保険のリスク管理 <ul style="list-style-type: none"> - 出再保険会社は、カウンターパーティ・エクスポージャー（および内部のカウンターパーティ・リミットと担保の方針の組合せ）と財務リソースの効率的なリスク管理により、ファンド型再保険の解除に耐え得ることを確保するための基準を設けるべきである。 カウンターパーティに対する内部の投資リミット <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ファンド型再保険のカウンターパーティに対するリミットを設定すべきである。 - 保険会社は、リミットに対するエクスポージャーを計測し、ファンド型再保険取引にかかるリスク管理システムの実効性を示すため、「即時解除（immediate recapture）」指標（※一つのカウンターパーティに対するすべての出再ビジネスが出再解除（recapture）されるシナリオが保険会社のSCRに与える影響。マネジメント・アクションの潜在的な影響を考慮しない。）を用いるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、カウンターパーティに固有のリスクにフォーカスした内部の投資リミットを設定すべきである。また、集中度の高い複数のカウンターパーティについて同時に出再解除した場合のリミット等も設けるべきである。 • 担保の方針 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、リスク管理方針の一環として、明確な担保の方針を作成すべきである。その方針には、非流動資産にかかる担保の方針（信用評価、評価手法、マッチング調整の適格性のモニタリング、SCRのモデリング等）を含むべきである。 • 出再解除の計画 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、ファンド型再保険に対する実行可能な出再解除にかかる計画を作成すべきである。その計画は、ファンド型再保険に対するリスク・アパタイトの設定において中核を成すべきである。 • SCR <ul style="list-style-type: none"> - SCRの計算に標準フォーミュラを用いている保険会社は、ORSAの中でその適切性にかかる評価を行うべきである。内部モデルを用いている保険会社は、PDの設定においてフォワードルッキングなリスクを捉えることの要否を検討し、LGDの前提条件の設定において、負債のキャッシュフローの流動性にストレスをかけ、また、ストレス時における担保の回収可能性を勘案すべきである。
--	---

インプリケーション：ファンド型再保険が日本においてどの程度利用されているかは明らかになっていないものの、PRAが示したファンド型再保険にかかる監督上の期待は、保険会社による再保険にかかるリスク管理の高度化を図る目線としても有用なものであると考えられる。

（参考）PRA ‘CP24/23 – Funded reinsurance’

E: 加 OSFI、モデル・リスク管理にかかるガイダンス案を公表（11月20日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、2024年3月22日を期限として、モデル・リスク管理にかかるガイドライン（案）を市中協議に付した。同ガイドライン案の主な内容は以下のとおり。なお、同ガイドラインは、2025年7月に発効することが予定されている。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、主要な意思決定に際してより一層モデルを利用するようになってきており、また、金融サービス業界では、デジタルイゼーションやモデルの利用が急速に進んでいる。
目的と範囲	<ul style="list-style-type: none"> • モデル・リスク管理（MRM）にかかるOSFIの期待を示す本ガイドラインは、すべての金融機関およびすべてのモデル（当局による承認を必要とするモデルであるか否かを問わない。）を対象とする。
定義	<ul style="list-style-type: none"> • モデル：結果を創出するためにインプット・データを処理する、論理的、経験的、判断的な前提条件および（もしくは）統計的な技術（人工知能および機械学習の手法を含む。）の適用。モデルは、①データ・インプット（関係する前提条件を含み得る。）、②処理、③結果、の3つの要素で構成される。

	<ul style="list-style-type: none"> モデル・リスク：モデルの設計、開発、実装および（もしくは）利用における欠陥や制約から生じる、財務、オペレーションおよび（もしくは）風評にネガティブな結果をもたらすリスク。モデル・リスクは、特に、不適当な仕様、不正確なパラメータ推計、欠陥のある仮設や前提条件、数学的な計算上の誤り、不正確・不適当・不完全なデータ、不適切な、もしくは、意図しない利用、ならびに、不十分なモニタリングや統制によって生じ得る。
期待されるアウトカム	<ul style="list-style-type: none"> モデルは、そのライフサイクルの各ステージにおいて、適切に管理されている。 モデル・リスクは、金融機関のモデル・リスクのプロファイル、複雑性および規模に応じて管理されている。 モデルは、組織内で十分に理解され、また、関連するリスクは、十分に定義された組織全体の（enterprise-wide）モデル・リスク管理の枠組みに従って管理されている。
7つの原則	<ul style="list-style-type: none"> モデルのライフサイクル <ul style="list-style-type: none"> 原則1：金融機関は、ライフサイクルを構成するそれぞれの要素に対する期待を定義するプロセスや統制を開発し、承認し、実践する。（モデルのライフサイクルを構成する要素には、モデリングのための理論、データ、開発、検証（validation）、承認、実装（deployment）、モニタリング、および、修正や廃止、が含まれる。） 原則2：プロセスや統制は、組織およびモデルの利用の規模および複雑性を考慮する。 モデル・リスク管理の枠組み <ul style="list-style-type: none"> 原則3：金融機関は、モデル・リスクに対するエクスポージャーについて全社的な見方を提供するモデル・リスク管理の枠組みを構築する。モデル・リスク管理の枠組みは、モデル・リスクに対する組織のリスク・アパタイトを反映し、また、組織内において利用されているすべてのモデルについて、そのライフサイクルを通じたモデル・リスクを特定し、評価し、管理し、モニターし、報告するためのプロセスや要件を定義すべきである。 原則4：金融機関は、利用中の、また、最近廃止されたすべてのモデルにかかる信頼できる記録である中央的なインベントリーを維持する。インベントリーは、常にアップデートされ、かつ、強固な統制に従うべきである。 原則5：金融機関は、モデルのライフサイクルの各フェーズに対する方針、手順および監督者を有する。その中では、モデルの複雑性や重要性に応じて、期待が示される。 原則6：金融機関は、データとモデル・リスクの間の相互依存関係を認識し、また、モデルにおけるデータを管理する適切な方針と手順を有する。 原則7：モデル・リスクの格付のスキームは、量的および定性的な閾値、ならびに、下流のプロセスへの影響を考慮する。

インプリケーション：本ガイダンス案のポイントの一つは、モデル・リスクの管理が保険会社にも明示的に求められることを規定している点である。また、固有の原則等は設けられていないものの、人工知能や機械学習を用いたモデルもモデル・リスク管理の対象に含まれると明確に示している点もポイントの一つであると考えられる。

（参考）OSFI ‘OSFI updates model risk management guidance and launches public consultation’

F: IAIS、気候リスクにかかるアプリケーション・ペーパー（案）を公表（11月23日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2024年2月23日を期限として、①「保険セクターにおける気候リスクとマーケット・コンダクトに関するアプリケーション・ペーパー」、②「保険セクターにおける気候リスクのシナリオ分析に関するアプリケーション・ペーパー」をそれぞれ市中協議に付した。両ペーパーのうち、前者（保険セクターにおける気候リスクとマーケット・コンダクト）の主な内容は以下のとおり。

<p>グリーンウォッシング</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 明確で強固なサステナビリティ関連の定義と閾値 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社や仲介者がサステナビリティにかかる表示を検証することを恣にするため、監督当局は、グリーンウォッシングの定義およびその共通の特性のリストの作成を促すべきである。 - グリーンウォッシングを防止するため、監督当局は、商品がサステナビリティの特徴を有するか否かを決定するために用いられる共通の閾値の作成を促すべきである。 - 監督当局は、保険会社や仲介者がサステナビリティ・ラベル（sustainability label）を公正で、かつ、ミスリーディングなものとならないように用いているかどうかを監督すべきである。 • 保険契約者の要求を満たすサステナビリティの特徴を有する商品の提案 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、商品設計のプロセスのすべての段階において、グリーンウォッシングのリスクが存在するか否かをレビューすべきである。 - 監督当局は、保険会社が、商品のライフサイクルのそれぞれの段階（設計、販売、商品のパフォーマンスのモニタリング）において、サステナビリティの要素に関連するターゲット市場のニーズ、目的および特性を考慮しているか否かを評価すべきである。 • 保険会社自身のサステナビリティに関する取組みの宣伝 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、商品およびビジネス・オペレーションの環境的および社会的に優しいという特性に関する広告が明確で、公正で、かつ、ミスリーディングでないことを求めるべきである。 • 保険契約者に示されるサステナビリティに関する表示の具体化 <ul style="list-style-type: none"> - サステナビリティ関連の情報の文脈において、監督当局は、保険会社や仲介者が提供する情報が、適切かつ十分な根拠を有する、具体的なものであることを求めるべきである。
<p>自然災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理解しやすい商品の提供 <ul style="list-style-type: none"> - 自然災害にかかる補償や免責について消費者が情報に基づく意思決定を行うことができるよう、ターゲット市場において情報が適切かつ十分に提供され、理解されることを確保するため、すべての資料は、明確かつ包括的に表示され、作成されるべきである。特に、保険会社は、消費者テストを行うことによって、自然災害にかかる補償や免責が、ディスクロージャーや募集資料、契約前および契約時の文書において明確に説明されていることを確保すべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> • 免責に対する理解のテストと透明性の高いアドバイスの提供 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、ターゲット市場における消費者のプロファイルを勘案した行動テストの実施を促すべきである。 - 監督当局は、保険会社が販売チャネルや仲介者の間における違いを評価し、また、販売チャネルにかかわらず、免責について適切な理解がされるよう消費者に十分に説明しようとしているかどうかを評価すべきである。 • 購買可能性 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、保険料の設定が適切で、差別的でなく、また、適切に消費者に説明されていることを求めるべきである。また、監督当局は、自然災害にかかる商品の保険料が適切な保険数理モデルを反映していることを求めるべきである。 - 保険商品を認可する権限を有している監督当局は、自らが新しい商品や革新的な商品の導入の妨げとならないよう留意すべきである。 • タイムリーで公正な保険金請求の処理 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、保険金請求のオペレーションを精査し、自然災害が生じた際に保険金請求を適切に処理できることを確保すべきである。
--	--

インプリケーション：本ペーパーの内容は、記事1でとりあげている英国金融行為規制機構（FCA）が最終化した「反グリーンウォッシング規制」の内容に概ね沿ったものであると考えられる。今後、保険セクターにおいても、グリーンウォッシングに対応する規制・監督が進展することが期待される。他方で、そのアプローチ（例えば、プリンシプル・ベースかルール・ベースか、と言う点。）は、マーケットの特性等を勘案したものである必要があると思料される。

（参考）IAIS ‘Public consultation on climate risk supervisory guidance – market conduct and scenario analysis’

G: BCBS、銀行のリスク・データの管理の状況にかかるレポートを公表（11月28日）

- パーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「効果的なリスク・データの集計とリスク・レポートニングにかかる原則（Principles for effective risk data aggregation and risk reporting）の実施状況」と題するレポートを公表した。同原則は、2007年以降の金融危機において銀行のITシステムとデータ・アーキテクチャが脆弱であったことが判明したことを受け、BCBSが2013年1月に策定したもの。
- 同レポートは、2011年から2021年の間に指定された31のG-SIBsについて、同原則の遵守状況を評価している。同レポートにおいて言及のある主な発見事項は以下のとおり。
 - 2022年の評価では、原則1および2の「遵守（Fully Comply：FC）」の割合が増加している。他方で、原則1について、2022年に「ほぼ遵守できていない（Materially Non-Compliant：MNC）」および「遵守できていない（Non-Compliant：NC）」と評価された銀行も存在する。原則5および7については、2019年から2022年の間で遵守状況が悪化している。また、原則4、6および9については、過去4年間で大きな変化は見られない。
 - 銀行のリスク集計とレポートニングのケイパビリティの高度化は、全体的にそのペースが遅い。その主たる理由は、いくつかの銀行が、グループ内で分散したITシステム、ITシステムのレガシー化、目的適格的でないマニュアル・プロセスの存在、といった課題を引き続き抱えていることによる。

- グローバルなオペレーティング慣行の複雑性から、データ・アーキテクチャやITインフラの高度化には時間を要し得る。いくつかの銀行は、依然として、共通のタクソノミーや完全なデータ・リネージを有していない。また、取締役会や上級経営陣がリスク・データの重要性を認識していない銀行もある。
- 世界的なパンデミックや最近のストレス・イベントは、ストレス状況が銀行のITシステムに負荷を生じさせ得ることを浮き彫りにした。このことは、データ・ガバナンスやデータ・マネジメント・プロセスの標準化や自動化が重要であり、また、洗練されたリスク・レポートリング・システムが必要であることを示している。

■ なお、2019年と2022年の評価の結果は以下のとおり。

BCBS原則	2019年	2022年
① ガバナンス：銀行のリスク・データの集計のケイパビリティおよびリスク・レポートリングの実務は、BCBSの原則やガイダンスと整合した、強固なガバナンスの取決めに従うべきである。	NC：0% MNC：3% LC：67% FC：30%	NC：3% MNC：13% LC：48% FC：35%
② データ・アーキテクチャとITインフラ：銀行は、平時のみならず、危機時においても、リスク・データの集計のケイパビリティとリスク・レポートリングの実務を完全にサポートするデータ・アーキテクチャとITインフラを設計し、構築し、維持すべきである。	NC：0% MNC：30% LC：60% FC：10%	NC：0% MNC：23% LC：65% FC：13%
③ 正確性（accuracy）と信頼性（integrity）：銀行は、平時および危機時のレポートリングの正確性の要件を満たすため、正確で信頼できるリスク・データを生成できるべきである。データは、誤りの可能性を最小限にするため、概ね自動的に集計されるべきである。	NC：0% MNC：23% LC：63% FC：13%	NC：0% MNC：23% LC：58% FC：19%
④ 完全性（completeness）：銀行は、グループ内のすべての重要なリスク・データを捕捉し、集計できるべきである。データは、リスク・エクスポージャー、集中リスクおよびエマージング・リスクの特定とレポートリングが可能となるよう、ビジネス・ライン、法人、資産種別、業界、地域等、対象となるリスクに関連する形で利用可能であるべきである。	NC：0% MNC：13% LC：60% FC：27%	NC：0% MNC：19% LC：48% FC：32%
⑤ 適時性（timeliness）：銀行は、正確性、信頼性、完全性および適応性に関する原則を満たしつつ、集計した、最新のリスク・データをタイムリーに生成できるべきである。	NC：0% MNC：17% LC：60% FC：23%	NC：0% MNC：19% LC：61% FC：19%
⑥ 適応性（Adaptability）：銀行は、オンデマンドでアドホックなリスク管理報告の広範な要請を満たすため、集計したリスク・データを生成できるべきである。	NC：0% MNC：23% LC：50% FC：27%	NC：0% MNC：19% LC：58% FC：23%
⑦ 正確性（accuracy）：リスク管理の報告は、集計されたリスク・データを正確かつ詳細に（precisely）に伝え、また、リスクを正しく反映しているべきである。報告は、照合され、検証されるべきである。	NC：0% MNC：20% LC：63% FC：17%	NC：0% MNC：23% LC：65% FC：13%

⑧ 網羅性（comprehensiveness）：リスク管理の報告は、組織内におけるすべての重要なリスク領域をカバーすべきである。	NC：0% MNC：10% LC：57% FC：33%	NC：0% MNC：16% LC：35% FC：48%
⑨ 明確性（clarity）と利便性（usefulness）：リスク管理の報告は、明確かつ簡潔に情報を伝えるべきである。	NC：0% MNC：3% LC：50% FC：47%	NC：0% MNC：16% LC：32% FC：52%
⑩ 頻度：取締役会および上級経営陣は、リスク管理の報告を行う頻度を設定すべきである。	NC：0% MNC：10% LC：63% FC：27%	NC：0% MNC：10% LC：35% FC：55%
⑪ 共有（distribution）：リスク管理の報告は、機密性を維持しつつ、関係者に共有されるべきである。	NC：0% MNC：3% LC：43% FC：53%	NC：0% MNC：0% LC：39% FC：61%

インプリケーション：本レポートが指摘している「グループ内で分散したITシステム、ITシステムのレガシー化、目的適格的でないマニュアル・プロセスの存在といった課題」、「依然として、共通のタクソノミーや完全なデータ・リネージを有していない」、「取締役会や上級経営陣がリスク・データの重要性を認識していない」といった点は、（いくつかの）保険会社についても言えることであると考えられる。グループ・ベースでのリスク・データの管理は保険セクターにおいても重要な論点であり、したがって、例えば、金融安定理事会（FSB）や保険監督者国際機構（IAIS）が、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に対するリスク・データの管理の監督基準を設け、各IAIGの遵守状況を評価する取組みが行われることなども期待される。

（参考）BCBS ‘Progress in adopting the Principles for effective risk data aggregation and risk reporting’

H: FSB、多機能暗号資産仲介が金融安定に及ぼす影響にかかるレポートを公表（11月28日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「多機能暗号資産仲介業者（multifunction crypto-asset intermediaries：MCIs）が金融安定に与え得る影響」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 2022年5月、6月に生じた暗号資産市場の混乱や2022年11月の暗号資産交換業者の破綻は、MCIsが暗号資産市場において重要な位置を占めていること、また、レバレッジや流動性ミスマッチなど、それらの市場における構造的な脆弱性を増幅させ得ることを浮き彫りにした。 いくつかのMCIsは、暗号資産のエコシステムにおいて、広範なカウンターパーティと深く相互に関連している。その結果、大規模なMCIの破綻は、暗号資産のエコシステムに重大な影響を生じさせ得るほか、そうしたエコシステムに参加している個人投資家や機関投資家を通じて、その影響は、伝統的な金融システムにも伝播し得る。
MCIsの定義	<ul style="list-style-type: none"> MCIsとは、伝統的な金融においては一般的には異なるリーガル・エンティティによって提供される暗号資産サービス、商品および機能を組み合わせて提供する会社もしくはグループを言う。 MCIsは多くのサービスを組み合わせて提供しており、それらのサービスには、交換、仲買、値付

	<p>け、保管、清算、資産管理、暗号資産（ステーブルコインを含む。）の発行および販売、P2Pマーケットにおける融資、ブロックチェーンに関連するサービスの提供等が含まれる。また、いくつかのMCIsは、自己勘定取引や資産運用の機能も有している。</p>
<p>MCIsが金融安定に与える影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> • MCIsの脆弱性 <ul style="list-style-type: none"> - レバレッジ：MCIsは、自己勘定取引や自身の取引プラットフォームでマーケット・メイキングを行うこと、また、自己の（proprietary）暗号資産を発行・販売し、同時に、取引や借入を行うこと等により、レバレッジを過度に高め得る。 - 流動性ミスマッチ：MCIsは、ステーキングアズアサービス（staking as a service）などのMCIsの投資プログラムにおいて流動性や満期移転のリスクを取ることによって、流動性ミスマッチを生じさせ得る。 - 技術上およびオペレーション上の脆弱性：MCIsは、サイバー攻撃の標的となっているなど、技術上およびオペレーション上の脆弱性を抱えている。 - 相互関連性：MCIsは、注文執行機能と運用機能を併営することや自身が発行する暗号資産を第三者から担保として受け取ることなどによって、暗号資産のエコシステムとの相互関連性を高め得る。 • MCIの脆弱性の増幅要因 <ul style="list-style-type: none"> - 構造とガバナンス：MCIsは、上記の脆弱性を管理する実効的なガバナンスやリスク管理の枠組みを有していない場合、それらの脆弱性を増幅し得る。 - 集中と市場の支配：市場のサービスが一つもしくは少数のMCIsに集中する場合、それらの者の伝統的な金融事業との主要な連結点の役割がより重要なものとなり、その結果、MCIの破綻は、暗号資産の価格や市場の機能に破壊的な影響を与え得る。 • 金融安定との相関と伝播のチャネル <ul style="list-style-type: none"> - ①信任効果（confidence effects）、②金融機関の暗号資産、および、暗号資産に財務的な影響を受ける関連する金融商品やエンティティに対するエクスポージャー、③暗号資産の市場価値の変動によって生じる資産効果、④支払いや決済における暗号資産の利用の程度、などの伝播チャネルは、MCIsから生じるストレスを伝統的な金融システムや実体経済に伝播させ得る。

インプリケーション：本レポートは、MCIsが金融安定に大きな影響を与え得ることを示唆しており、今後、MCIsに対する規制・監督の枠組みの整備が進展するものと思料される。本レポートが指摘しているとおり、例えば、保険会社はMCIsへのエクスポージャーを通じてMCIsの破綻や混乱が生じさせる影響を受けることが想定されることから、直接・間接的なエクスポージャーのより厳格な管理などが必要になってくるものと考えられる。

（参考）FSB ‘The Financial Stability Implications of Multifunction Crypto-asset Intermediaries’

I: 英 FCA、反グリーンウォッシング規制を最終化（11月29日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、「サステナビリティ開示要件（Sustainability Disclosure Requirements：SDR）」と

運用ラベル]にかかる規制 (Policy Statement) を最終化した。同規制は、①グリーンウォッシングが最小化され、消費者が関連する損害から保護されること、②標準化されたサステナビリティ関連の情報がインベストメント・チェーンにわたって適切に提供されること、③消費者は、より効果的に市場を見渡し、情報に基づく意思決定を行うために、ラベルや開示を利用すること、がそれぞれ確保されることを目的としている。同規制の主な内容は以下のとおり。

反グリーンウォッシング・ルール	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関 (firms) は、商品やサービスのサステナビリティ特性 (sustainability characteristics) へのいかなる参照も、当該商品やサービスのサステナビリティ特性と整合していること、また、それらが公正、明確かつミスリーディングでないこと、を確保しなければならない。【2024年5月31日施行】
4つのサステナビリティ・ラベルの利用	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、①Sustainability focus、②Sustainability improvers、③Sustainability impact、④Sustainability mixed goals、という4つのラベル (label) を用いてはならない。ただし、運用者 (manager) は、サステナビリティ対象事業 (※英国のUCITS (譲渡可能証券への集団投資事業) および英国のオルタナティブ投資ファンド (AIF) であるAIF) を行っている場合、一定の要件を満たすサステナビリティ商品に関連して、上記の4つのラベルを用いることができる。【2024年7月31日施行】 なお、サステナビリティ・ラベルを用いようとする、あるいは、その利用を変更もしくは停止しようとする運用者は、その旨をFCAに通知しなければならない。また、サステナビリティ・ラベルを用いているサステナビリティ商品は、①その運用目的の一環として、明示的なサステナビリティ目的を有し、②当該商品の資産の総額の少なくとも7割がサステナビリティ目的に従って運用されていること等の要件を満たし、また、③サステナビリティ目的を満たしていることを証明できる、根拠のあるKPIsを有していなければならない。【2024年7月31日施行】
運用者による開示	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ商品に関連してサステナビリティ運用を行っており、かつ、サステナビリティ・ラベルもしくは一つ以上のサステナビリティ用語を用いている運用者は、サステナビリティ商品にかかる消費者向けの開示 (consumer-facing disclosure) および契約前の開示 (pre-contractual disclosure) を行わなければならない。また、当該運用者は、商品ごとに、年次のサステナビリティ・レポートを作成しなければならない。【2024年12月2日施行】 サステナビリティ商品に関連するリテール顧客向けのサステナビリティ関連の運用ビジネス (sustainability in-scope business) を営んでいる運用者は、サステナビリティ商品の名称や当該商品のサステナビリティ特性に関連する販売促進においてESG、climate、sustainability、green、transition、net zero、SDGs等の用語を用いている場合、消費者向けの開示や契約前の開示を行っているなどの一定の要件を満たしていなければならない。【2024年12月2日施行】 サステナビリティ商品に関連してサステナビリティ運用を行っている運用者は、年次のエンティティ・レベルのサステナビリティ・レポートを作成しなければならない。【2025年12月2日施行 (AUM500億ポンド以上の企業向け)、2026年12月2日施行 (AUM50億ポンド以上の企業)】 運用者は、要請に応じて、商品ごとに、サステナビリティ情報をオンデマンドで提供できなければならない。【2025年12月2日施行】

販売者による開示	<ul style="list-style-type: none"> 販売者は、サステナビリティ・ラベルを用いているサステナビリティ商品をリテール顧客に販売する際、当該商品について運用者が用いているラベルと同じラベルを伝えるとともに、顧客が消費者向け開示へのアクセスを提供されていることを確保しなければならない。【2024年7月31日施行】 販売者は、サステナビリティ商品に関連して、その名称や販売資料（financial promotion）において一つ以上のサステナビリティ用語を用いている場合、リテール顧客が消費者開示にアクセスできることを確保しなければならない。【2024年7月31日施行】
----------	---

インプリケーション：本規制は、グリーンウォッシングに対応する網羅的な規制であるとの印象を受ける。非常に細かい定義やルールが設けられている側面もあり、今後どのように運用されることとなるのか、また、その効果がどのようにあらわれることとなるのか、注目に値する。

（参考）FCA ‘Sustainability disclosure and labelling regime confirmed by the FCA’

J: BCBS、気候関連の財務リスクの開示案を公表（11月29日）

- パーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2024年2月29日を期限として、気候関連の財務リスクの開示にかかる文書を市中協議に付した。同文書に対して寄せられるコメントは、BCBSが2026年1月に施行することを検討している気候関連の財務リスクにかかるPillar 3の開示の枠組みを策定する上で参考とされる。
- 同文書が提案している主な開示項目は以下のとおり。

定性情報	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の財務リスクの監督に責任を有しているガバナンス構造 気候関連の財務リスクに対応するための戦略を監督するために利用可能なスキルやコンピテンシーの確保 取締役会が気候関連の財務リスクについて報告を受けている頻度とその内容 戦略 <ul style="list-style-type: none"> 銀行の将来に影響すると合理的に考えられる気候関連の財務リスクに関する説明 気候関連の財務リスクが銀行のビジネス・モデルやバリュー・チェーンに与える影響 重要な気候関連の財務リスクが戦略や意思決定（気候関連の移行計画を含む。）に与える影響 リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> 気候関連の財務リスクを特定し、評価し、優先付けし、モニターするために用いているプロセスや方針（気候関連のシナリオ分析活用方法を含む。） 気候関連のリスク管理のプロセスと全社的なリスク管理のプロセスとの関係（前者が後者に統合されている程度）
定量情報	<ul style="list-style-type: none"> 移行リスク

	<ul style="list-style-type: none"> - セクターごとのエクスポージャーとファイナンス・エミッション：セクターや業界別の投融資額（年限別）や投融資先のGHG排出量（Scope別）等 - モーゲージ・ポートフォリオにおけるエネルギー効率別の不動産向けエクスポージャー：住宅・商業用不動産担保付きの融資額（エネルギー効率別）等 - セクターごとの物理的な生産量あたりの排出原単位：現在および将来の排出原単位 - セクターごとの資本市場および金融アドバイザー活動に関連するファシリテーションにかかる排出（facilitated emissions）：セクターや業界別のファシリテーションにかかる排出量（Scope別、資本市場における活動別） <ul style="list-style-type: none"> • 物理的リスク <ul style="list-style-type: none"> - 気候変動による物理的リスクを受ける地域ごとの投融資額（年限別）
--	---

インプリケーション：本市中協議文書では、**テンプレート案（illustrative template）**という形ではあるものの、銀行に開示が求められる情報の詳細が示されている。銀行セクターにおけるPillar 3での開示の枠組みは、保険会社の情報開示のあり方の議論にも影響し得ることから、最終的にどのようなテンプレートに着地するかも含め、注視していくことが重要であると考えられる。

（参考）BCBS ‘Disclosure of climate-related financial risks’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301